



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2018年12月

No.43

特集

【特集】離婚後の養育費の請求

平成 28 年の国の調査（全国ひとり親世帯等調査の結果）では、養育費の取決めを行い現在も受給している人は（未婚を除く、母子世帯について）53.3%、取決めを行わず現在も受給している人の割合は僅か 2.8%、取決めを行わず受給なしの人の割合は 84.6%となっています。取決めを行った人の中でも継続して受給できている人は約半数ということになります。また、取決めを行わなかった場合、養育費を受け取ることは難しいといえます。

離婚の際、取決めを行わなかった理由として、「早く別れたい」「払わないだろう、払えないだろう」「関わりたくない」という気持ち等から、養育費はいらぬとした人も少なくはないようです。では、そのような場合は、離婚後、養育費を請求できないのでしょうか。今回は、離婚後の養育費の請求等についてご紹介します。

■養育費・婚姻費用とは

養育費・婚姻費用とは、そもそもどういったものでしょうか。
特に婚姻費用は、聞きなれない方も多いかと思います。
正しく理解しておくためにもおさえておきましょう。



■養育費の特色

養育費は、民法及び法に定める、経済的、社会的に自立していない子どもを養育するために必要な費用です。子どもの生活を保障することは、親に求められる強い責務です（生活保持義務）。

○親は、子どもに対して自分と同じ水準の生活を保障する。

○養育費の支払は、離婚の理由や原因によらず行うものである。

○親が自己破産した場合でも、養育費の支払いの責務は消えることがない。

（借金があったとしても、原則的には借金の返済よりも子どもの養育費を優先しなければならない。）

■養育費と子どもの権利

養育費は慰謝料ではなく、子どもの権利です。ですので、離婚後であっても請求することができます。子どもにとっては、別れた親から定期的に養育費が支払われることにより、親子の絆を確認することにも繋がります。

■離婚後の請求

離婚時に取決めをしなかったが、あてにしていた収入がなくなったり就業状況が変わるなど、その後の状況が変わった場合、子どもの必要性や親の支払い能力に応じて、養育費を請求することができます。

話し合いが難しい場合は、家庭裁判所に調停・審判を申し立てることができます。

■過去の養育費の請求

離婚後に養育費を請求する場合、遡って請求できるのでしょうか。過去の養育費については、請求すること自体はできますが、相手が応じてくれる場合は受け取ることができます。そうでない場合には、家庭裁判所が「審判」で過去の養育費の支払いを命じる例は多くなく、養育費を請求した時から認められるのが一般的です。

◆養育費の支払い期間の終期に際して

※成年年齢の引下げに伴う養育費の取決めへの影響について

平成30年6月13日に民法の成人年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立しました。養育費は、子が未成熟であって経済的に自立することができない場合に支払われるものなので、子が成年に達したとしても、経済的に未熟である場合には、養育費を支払う義務を負うことになります。このため、成年年齢が引き下げられたからといって、養育費の支払いが当然に「18歳に達するまで」ということになるわけではありません。

なお、今後、新たに養育費に関する取決めをする場合には、「22歳に達した後の3月まで」といった形で、明確に支払い期間の終期を定めることが望ましいと考えられます。

○法務省ホームページより抜粋 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00230.html

■相手の住所がわからない場合

離婚後、養育費を請求しようと考えた際、相手と話し合うために連絡をとろうとしても連絡がとれず住所もわからない場合、どうしたらいいのでしょうか。※調停を申立てたりするには、相手の住所がわからないとできません。

相手の住所を知る方法として、「戸籍の附票」を取り寄せる方法があります。離婚後は他人となりますが、子どもは親の「戸籍謄本」や「戸籍の附票」を取り寄せることができます。したがって、親が子どもの代理人として請求することになります。

(※権利者がDV被害者などの場合、支払い義務者に住民基本台帳閲覧禁止を申立てている場合は注意を要します)

◆エールながさき通信バックナンバーのご紹介◆

関連した情報として、以下の特集も合わせてぜひご覧ください。

○養育費の請求について 31～33号

エールながさき通信 <https://www.yell-nagasaki.jp/tsuushin.html>



■まとめ

養育費は長い年月に渡るものです。子どもの権利のために、今一度、養育費の請求について考えてみませんか。エールながさきでは、養育費に関する様々なご相談や、月に一度、弁護士による無料法律相談を行っています(毎月第3水曜日)。相談することで知識や情報を得ることができ、前に進めるケースもあります。おひとりで抱えず、お子さんのためにできることを一緒に考えていきましょう。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき